

小山広域保健衛生組合 人事行政の運営等の状況について

人事行政の公正性・透明性を高めるため、「小山広域保健衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、管内住民の皆様に、本組合職員の給与、勤務条件などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年4月1日現在）

年度	H30	H31	R2	R3	R4
一般行政職	21人	21人	20人	20人	19人
技能労務職	2人	2人	2人	1人	1人
合計	23人	23人	22人	21人	20人

※構成市町からの派遣職員等を含む職員数で、再任用職員等を除いています。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数		対前年		主な増減理由
	R3	R4	R3	R4	
総務	12人	11人	0人	△1人	衛生部門の機能強化
衛生	9人	9人	△1人	0人	
合計	21人	20人	△1人	△1人	

(3) 再任用制度の実施状況（令和4年4月1日現在）

職種	常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
一般行政職	3人	3人	6人
技能労務職	0人	1人	1人
合計	3人	4人	7人

(4) 採用試験の実施状況（令和4年4月2日～令和5年4月1日採用者）

試験区分	受験者	最終合格者	競争率
事務職員	29人	2人	14.5倍
技術職員	2人	0人	—

2 職員の人事評価の状況

本組合では平成19年度から「人事評価制度」を試行導入し、平成22年度から本格実施しました。

「人事評価制度」は、職員が業績意識のもとで業務目標の達成や能力開発に取り組み、結果として、努力し成果を上げた職員が適正な処遇を受けることで意欲向上に繋げ、また、評価結果のフィードバックにより人材育成を図る仕組みとなっています。

評価結果については、6月及び12月期の勤勉手当、1月期の昇給に反映しています。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費の状況（令和4年度一般会計決算）

歳出額(A)	人件費(B)	人件費比率 B/A
3,987,110 千円	160,803 千円	4.03%

※人件費には正副管理者、組合議会議員、監査委員の特別職に支給される報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和4年度一般会計決算）

職員数 ※1	給与費				1人当たりの 給与費
	給料	職員手当 ※2	期末勤勉手当	計	
27人	81,606 千円	12,616 千円	28,861 千円	123,083 千円	4,559 千円

※1 令和4年4月1日現在の職員数であり、再任用の短時間勤務職員を含みます。

※2 退職手当は除きます。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
278,200 円	328,600 円	38 歳	322,600 円	334,800 円	53 歳

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給等の状況（令和4年4月1日現在）

区分		小山広域保健衛生組合	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	135,900 円	—

(5) 一般行政職の級別職員の状況（令和4年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務内容	主事・技師等		主査・主任		係長	課長・所長		部長等	—
職員数	3名	7名	4名	0名	1名	3名	0名	1名	19名
構成比	15.8%	36.8%	21.0%	0.0%	5.3%	15.8%	0.0%	5.3%	100.0%
前年の 構成比	20.0%	35.0%	20.0%	0.0%	5.0%	15.0%	0.0%	5.0%	100.0%

※ 小山広域保健衛生組合給与条例に基づく給料表の級の区分による職員数です。また、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	報酬						
	管理者	副管理者	議長	副議長	議員	監査委員	顧問弁護士
報酬年額	70,000円	55,000円	60,000円	50,000円	45,000円	30,000円	480,000円

※ 特別職の報酬は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「小山広域保健衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」により定められています。

(7) 職員手当の状況（令和4年度実績）

① 扶養手当

区分	一般行政職7級以下	一般行政職8級
配偶者及び父母等	6,500円	3,500円
子	10,000円	10,000円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額	5,000円	5,000円

② 住居手当

区分	金額
借家・借間居住者	支給限度額 28,000円

③ 通勤手当

区分	金額
交通機関利用者	支給限度額 55,000円
四輪自動車使用者(片道2km以上の通勤者)	3,500円～31,600円
自転車・バイク使用者	2,600円～31,600円

④ 期末・勤勉手当

	管理監督職員以外の職員		管理監督職員	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.200月 (0.675月)	0.95月 (0.45月)	1.000月 (0.575月)	1.15月 (0.55月)
12月期	1.200月 (0.675月)	1.05月 (0.50月)	1.000月 (0.575月)	1.25月 (0.60月)
計	2.40月 (1.35月)	2.00月 (0.95月)	2.00月 (1.15月)	2.40月 (1.15月)

※ 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

※ 括弧内は、再任用職員に係る支給割合です。

⑤ 退職手当

一般職の勤続年数	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

※ その他の加算措置:定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)

⑥ 地域手当

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)	支給実績	職員一人当たり 年間支給額
小山市	3%	3%	2,869 千円	106,249 円

⑦ 特殊勤務手当

職員全体に占める支給職員の割合	100%
支給対象職員一人当たり年間支給額	32,444 円
手当の種類	4 種類

⑧ 時間外手当

年間支給総額	376 千円
職員一人当たり年間支給額	17,088 円

(6) 勤務時間の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

一週間の勤務時間	勤務の開始時刻	勤務の終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時~13 時

(7) 年次有給休暇の状況 (令和 4 年度実績)

制度概要	1 年度につき 20 日付与。現年度付与分のみ翌年度に繰越可。
平均取得日数	15.9 日

(8) 特別休暇等 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

種類	付与日数
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人等として出頭するための休暇	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5 日以内
結婚休暇	連続する 7 日以内

生理休暇	2日以内	
出生サポート休暇	5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日)以内	
妊婦の健康診査等のための休暇	妊娠満23週までは4週間に1回 妊娠満24週から満35週までは2週間に1回 妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回 産後1年までは1回とし、必要と認められる期間	
妊産婦の休息・補食休暇	適宜休息し、又は補食するために必要な時間	
妊婦の通勤混雑緩和のための休暇	1日を通じて1時間以内	
産前休暇	7週間又は8週間以内	
産後休暇	8週間以内	
育児時間	1日2回それぞれ30分又は1日1回60分	
妻の出産	2日以内	
育児参加休暇	5日以内	
子の看護のための休暇	5日以内(2人以上は10日)	
短期の介護休暇	5日以内(2人以上は10日)	
忌引	親族との続柄に応じ7日から1日以内	
父母の祭日(法要)	1日以内	
夏季休暇	連続する6日以内	
災害による現住居の滅失等	7日以内	
災害又は交通機関の事故等	必要と認められる期間	
災害時における身体の危険回避	必要と認められる期間	
病気 休暇	公務上の負傷又は疾病、結核性疾患	1年以内
	その他私傷病	90日以内(規則で定める負傷、疾病は180日)
組合休暇(任命権者が許可する場合)	30日以内	
修学部分休業	1週間の勤務時間の1/2以内(無給)	
自己啓発等休業	大学等課程の履修	2年(特に必要がある場合は3年)以内(無給)
	国際貢献活動	3年以内(無給)
配偶者同行休業	3年以内(無給)	
高齢者部分休業	1週間の勤務時間の1/2以内(無給)	

4 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の状況（令和4年度実績）

種類	制度概要	取得人数
育児休業	子が3歳に達するまでの期間内で取得可(無給)	0(0)人
部分休業	小学校就学前の子を養育する場合に、1日2時間以内で取得可(取得時間分は無給)	0(0)人
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合に取得可。1週間の勤務時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分にできる(勤務時間数に応じて給料支給)	0(0)人

※ それぞれ令和4年度の新規取得者数(括弧内は男性職員)です。

(2) 介護休暇の状況（令和4年度実績）

制度概要	取得人数
配偶者、父母、子などの負傷、疾病、老齢を理由として介護をする場合に取得できる。連続する6カ月の期間内において必要と認められる期間(無給)	0人

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和4年度実績）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない等の場合に行うものです。

(2) 懲戒処分者数（令和4年度実績）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

※ 懲戒処分とは、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員に一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

6 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の概要

すべての職員が、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することと全力を挙げて職務の遂行に専念することが、職員のサービスの根本原則とされています。

具体的には、職務に専念する義務、法令や上司の職務上の命令に従う義務、信用を傷つけ不名誉となる行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、ストライキ等の争議行為の禁止、営利企業等に従事することの制限などです。

(2) 営利企業等の従事状況（令和4年度実績）

営利企業等の従事の内容	承認職員数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該団体の重要方針決定に参画する職員の地位を兼ねる場合	0人
自ら利益を目的とする私企業を営む場合	0人
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	1人

7 職員の退職管理の状況

令和4年度に退職した職員のうち、小山広域保健衛生組合職員の退職管理に関する条例に基づき、再就職の届出があった件数(令和5年4月30日現在)

退職年度	件数
令和4年度	0件

8 職員の研修状況

職員研修では、行政の担い手である職員一人ひとりの能力開発と組織の活性化を図り、職員研修の充実・浸透や自己啓発意欲の促進を推進し、住民福祉の向上を実現するため、次のような研修を行いました。

(令和4年度実績)

主催団体	研修名	受講者数
小山地区職員研修協議会	政策形成研修	2人
	公務員倫理研修	2人
	折衝交渉研修	1人
	キャリアデザイン研修	3人
	職員力向上研修	2人
	再任用職員研修	1人
栃木県市町村振興協会	民法講座	1人
	折衝・交渉研修	2人
(一社)栃木県労働基準協会連合会	安全衛生推進者等養成講習	2人

(一財)行政管理研究センター	行政不服審査会職員研修	1人
	行政不服審査法実務セミナー	1人
栃木県清掃事業連絡協議会	栃木県清掃事業連絡協議会研修会	3人
環境省環境再生・資源循環局	一般廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策に係る研修会	1人
(一財)日本防火・防災協会	甲種防火管理新規講習	1人
(公社)全国都市清掃会議	廃棄物処理施設積算要領研修会	1人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度の状況

① 栃木県市町村職員共済組合

短期給付事業	長期給付事業	福祉事業
職員と家族の病気・出産や災害等に対する給付	退職・障害・死亡に対する年金や一時金の給付	健康の保持増進、保養施設の運営、貸付、共済貯金等

② 小山市職員共済会

事業名	主な事業内容	
補助金事業	人間ドック・PET検査・脳ドック利用助成	自己負担額の7割(新小山市民病院の人間ドックは9割)、脳ドックは一律10,000円
	(一財)小山市勤労者共済サービスセンター特別会員事業費	特別会員費 年額4,539千円 ※小山市との合算額
掛金事業	退会給付金	会員年数に応じて支給
	結婚祝金	3万円
	銀婚祝金	2万円
	傷病見舞金	1~2万円(期間に応じて支給)
	出産祝金	1.5万円
	入学祝金	1万円
	卒業祝金	1万円(中学校卒業)
	永年勤続祝	勤続20年 2万円の旅行券または商品券 勤続30年 6万円の旅行券または商品券
	死亡弔慰金	1~10万円(会員との関係に応じて支給)
	災害見舞金	5~30万円(災害の程度に応じて支給)
	調整給付金	5万円
	リフレッシュ助成金	5,000円を限度に助成
	文化・体育クラブ活動助成	1団体につき年間3万円

※ 職員の福利厚生事業については、平成元年4月から小山市職員共済会に加入しています。

ア 小山市職員共済会補助率（令和 4 年度実績）

職員掛金	組合補助金	負担割合(職員:組合)
326,092 円 (給料月額 of 1,000 分の 4)	239,000 円	1 : 0.733

イ 組合補助金決算額等（令和 4 年度実績）

補助金決算額	会員数	一人当たりの補助金負担額
239,000 円	25 人	9,560 円

(2) 公務災害補償の制度及び状況

区分	内容	人数
地方公務員災害補償基金	一般職員の公務中及び通勤途中の被災に対する補償	0 人

10 公平委員会の報告関係

令和 4 年度栃木県人事委員会の業務の処理状況（令和 4 年度実績）

業務内容	件数
勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件
職員からの苦情の処理	0 件